

令和3年度
和歌山県農業農村振興委員会
日本型直接支払事業推進部会

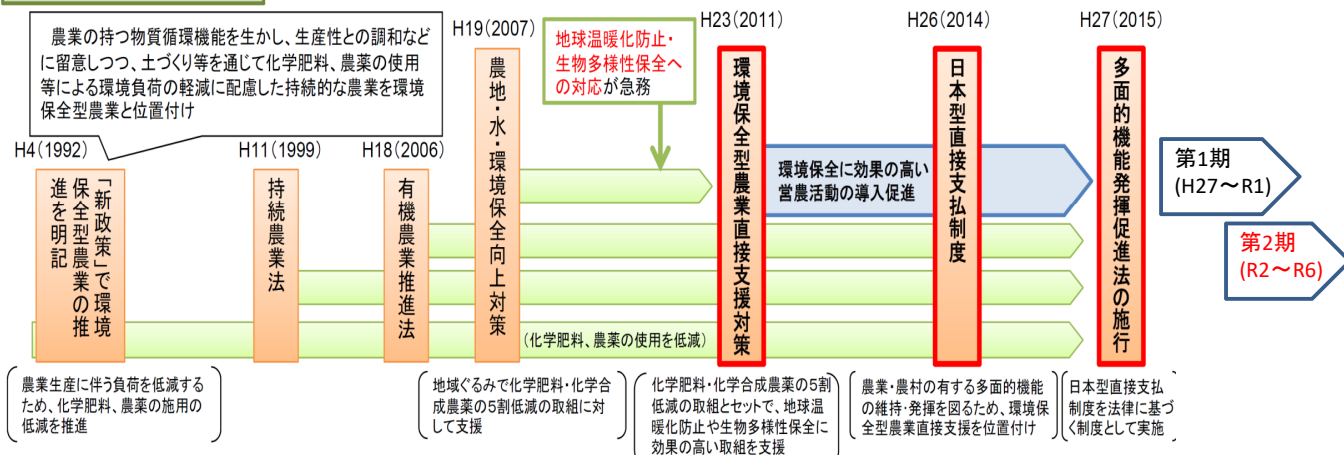
日本型直接支払制度
令和3年度の実施状況及び今後の取組について
環境保全型農業直接支払制度

令和4年3月22日
和歌山県 農林水産部 農業環境・鳥獣害対策室

環境保全型農業に関する施策の変遷

- H19年度：農地・水・環境保全向上対策
地域ぐるみで化学肥料・農薬を5割以上削減する取組を支援
- H23年度：環境保全型農業直接支援対策
「5割削減」とセットで行う温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援
- 27年度：農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 施行

国内における施策の変遷



環境保全型農業直接支払制度について

日本型農業直接支払制度

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、**自然環境保全**、景観形成等の多面的機能を有しており、その**利益は広く国民全体が享受**。
- 多面的機能が今後も発揮されるよう、地域活動や営農の継続等の支援を行う必要。

環境保全型農業直接支払

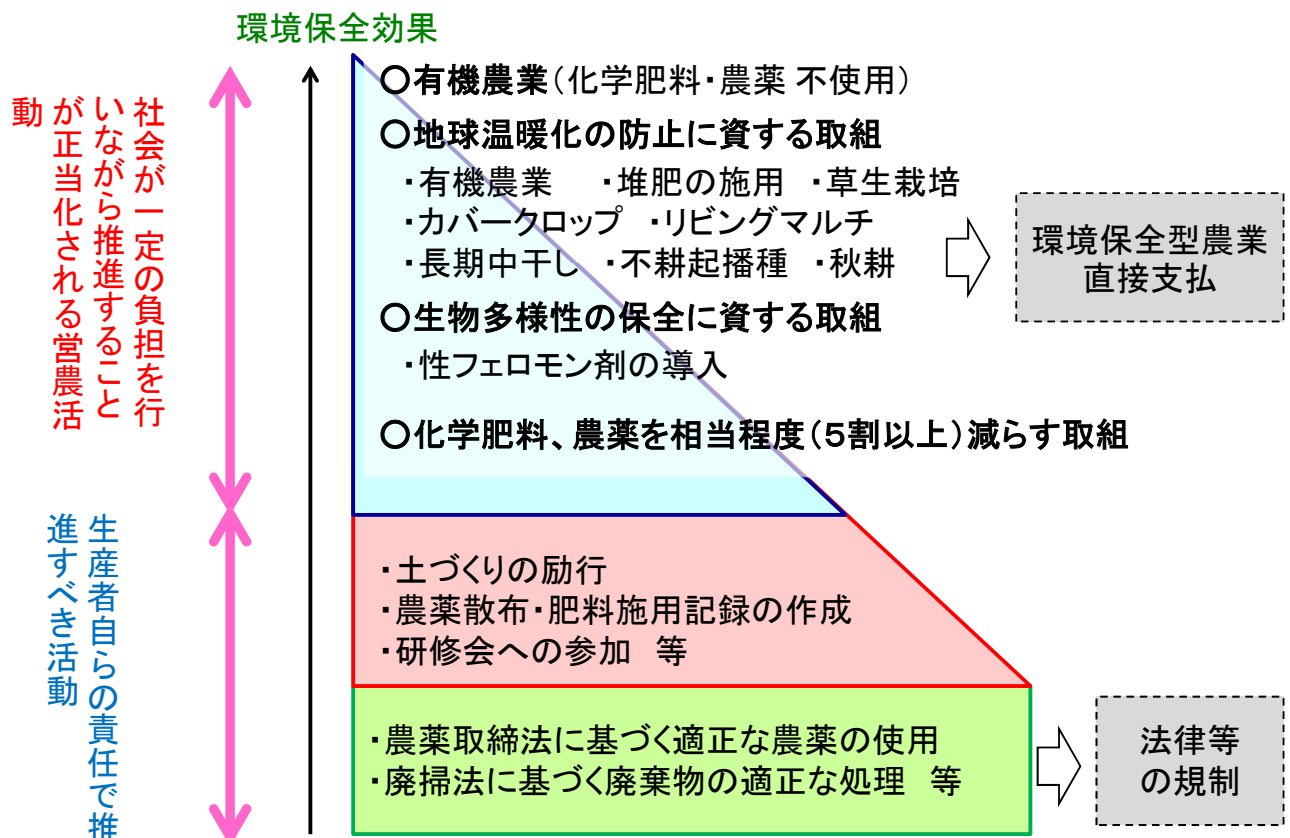
自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う**追加的コストを支援**。

例)有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組



施策支援に対する考え方



支援対象となる取組

全国共通取組

有機農業



草生栽培



堆肥の施用



不耕起播種



カバークロップ



秋耕



リビングマルチ



長期中干し



地域特認取組

性フェロモン剤の導入



- ・農薬を使用しない又は低減することで**生物個体数が増加**
→ **生物多様性の保全に貢献**
- ・農地に還元されたカバークロップや堆肥の一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、**地球温暖化防止に貢献**

支援内容

化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援

取組		交付単価(国+地方)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。		
堆肥の施用		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種		3,000円/10a
長期中干し		800円/10a
秋耕		800円/10a
地域特認取組(性フェロモン剤の導入)		8,000円/10a

支援対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者 等
(事業計画の承認を受けることが必要)

促進計画策定状況

市町村は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」において、「**環境保全型農業直接支払事業**」の推進方針を記載

促進計画における「環境直払事業」計画策定状況

全市町村:30 策定市町:15 非策定市町:13 事業対象農地なし:2

市町村	策定	備考
和歌山市	×	状況により策定検討
海南市	○	
紀美野町	×	状況により策定検討
紀の川市	○	
岩出市	○	
橋本市	○	
かつらぎ町	○	
九度山町	×	
高野町	×	
有田市	○	
湯浅町	×	
広川町	○	
有田川町	○	
御坊市	○	
美浜町	○	

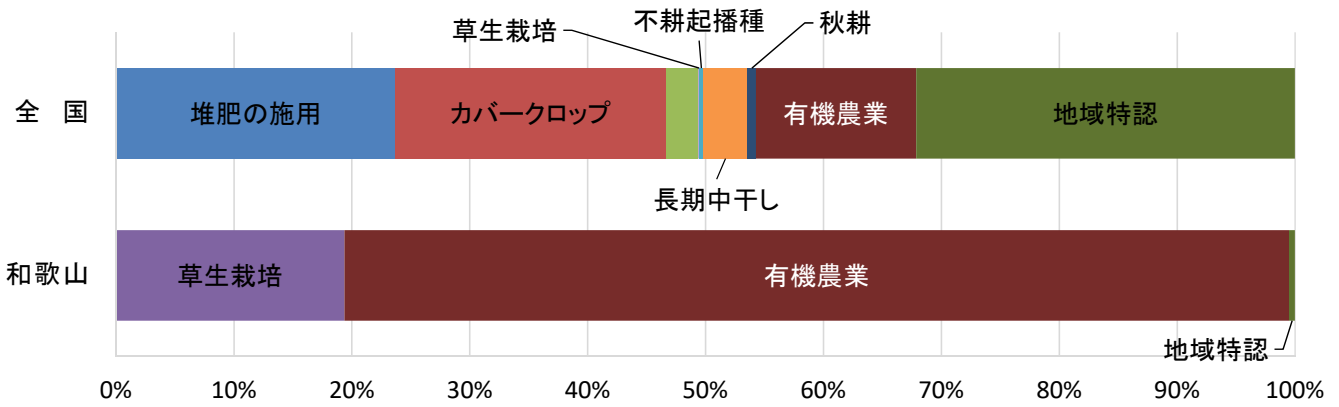
市町村	策定	備考
日高町	×	
由良町	×	
印南町	×	
みなべ町	○	
日高川町	×	
田辺市	○	
白浜町	○	
上富田町	○	
すさみ町	○	
新宮市	×	
那智勝浦町	×	
太地町	—	事業対象農地なし
古座川町	×	
北山村	—	事業対象農地なし
串本町	×	

令和3年度事業実績(見込み)

11市町で事業実施

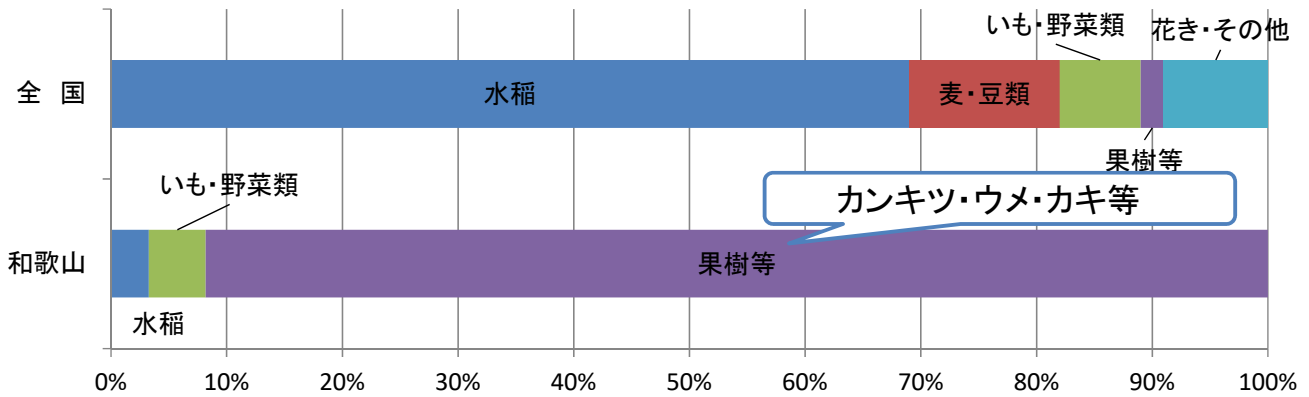
	対象活動の実施面積(a)			
	合計	草生栽培 の取組	有機農業 の取組	性フェロモン 剤の導入
海南市	462	196	266	0
紀の川市	980	0	980	0
岩出市	306	0	306	0
橋本市	594	0	594	0
かつらぎ町	589	23	566	0
有田市	276	0	276	0
有田川町	628	0	628	0
みなべ町	1,368	941	395	32
田辺市	1,436	0	1,436	0
白浜町	132	0	132	0
上富田町	100	0	100	0
11	6,871	1,160	5,679	32

取組別の実施割合(面積)

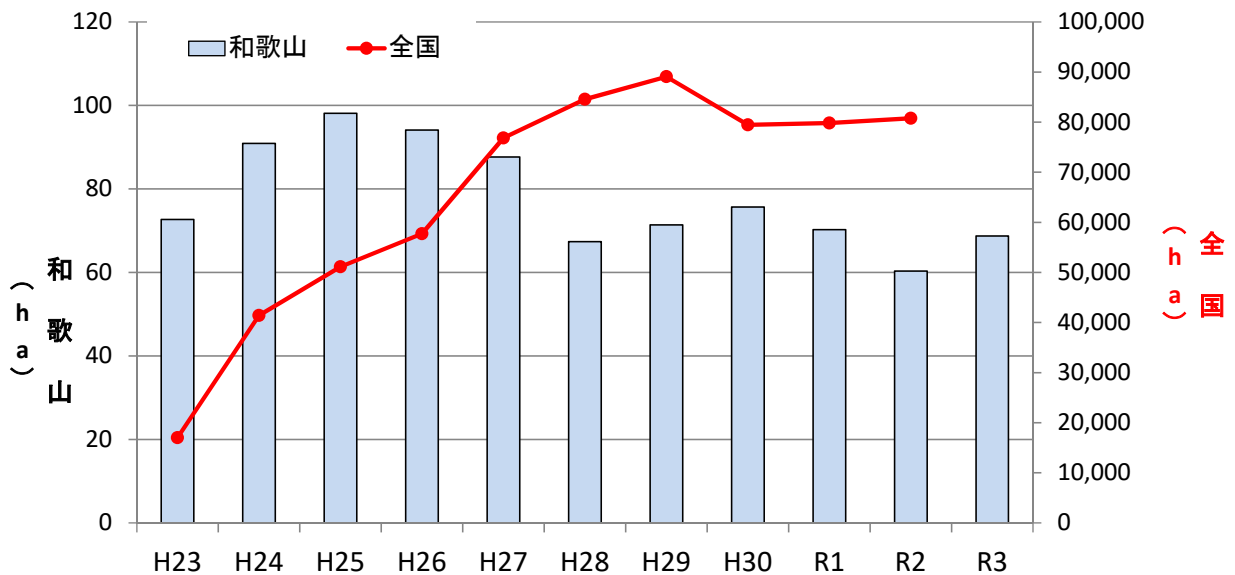


作物別の実施割合(面積)

和歌山: 果樹 全国: 水稲



実施面積の推移



○取組面積

全国: 平成29年度まで増加したが、平成30年度に減少、その後横ばい。
 和歌山県: 平成25年度がピーク。平成28年度に大きく減少して以降、横ばいが続き、令和2年度は減少。令和3年度は840a回復。

○事業実施状況

全国: 52%の市町村が事業を実施。 和歌山県: 37%(11市町)が事業を実施。

支援制度の変更とその影響

27年度

- ① 対象者が「**農業者**」から「**農業者の組織する団体**」に変更
 - ・組織化されなかった市町等で、**27・28年度に実施面積が減少**
 - ・**29年度以降、組織化の動き**が見られる
(28年度17団体、29年度18団体、30年度22団体)
- ② 「**複数取組**」の支援対象化
 - ・野菜栽培で複数取組が増加 (紀の川市、岩出市)

29年度

- ・交付単価の見直し **草生栽培** 8,000円/10a → 5,000円/10a

30年度

- ① **国際水準GAPに取り組むこと**の要件化
- ② 複数取組への**支援中止**
- ③ 全国共通取組への**予算優先配分**

第2期(令和2年度～令和6年度)

- ①-1 有機農業の取組水準の引き上げ
取組水準を「**国際水準の有機農業**」=有機JASの水準に合致させる。
(有機JAS認証の取得は必須ではない。)

「国際水準の有機農業」の実施要件

- ・化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。
- ・土づくり技術の導入。
- ・周辺から使用禁止資材が流入しないように必要な措置を講ずること。
- ・播種、植付け前2年以上、化学肥料・化学合成農薬を使用しないこと。
- ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。



- ①-2 有機農業実施者全員に対して、**現地確認が必須**に。

- ② **環境保全効果の高い取組**を全国共通取組に追加
 - ・**草生栽培** ・リビングマルチ ・不耕起播種 ・長期中干し ・秋耕

R01年度までの和歌山県の地域特認



第2期(令和2年度～令和6年度)

注)有機農業2,000円の加算措置
 土壌分析を実施するとともに、
 ・堆肥の施用 ・カバークロープ
 ・リビングマルチ ・草生栽培
 の、いずれかを実施した場合

③ 支援単価の変更

取組		交付単価(国+地方)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	8,000円/10a → 12,000円/10a
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用		4,400円/10a
カバークロープ		8,000円/10a → 6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		8,000円/10a → 5,400円/10a (5,000円/10a → 3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種		3,000円/10a
長期中干し		800円/10a
秋耕		800円/10a
地域特認取組(性フェロモン剤の導入)		8,000円/10a

今後の推進方針

県内の取組状況

○令和2年度

第2期開始により、有機農業等の取組水準が引き上げられた。

第1期の初年度(平成27年度)に作成した5か年計画が完了した。

農業者の高齢化

→県内の取組件数は、前年度から4件減少した。(22件→18件)

○令和3年度

さらに1件取組停止の団体があったものの、新たに2件の団体が取組開始

→県内の取組件数は、前年度から1件増加した。(18件→19件)



○農業者のグループ化推進

○土壌診断やエコ農業に関する研修会の実施、技術指導

○農業者への制度の周知

○市町促進計画における

「環境保全型農業直接支払事業」方針の策定の働きかけ

○みどりのチェックシート(GAP)の取組推進